

下水道のしおり

～すみやかな水洗化で自然にやさしい快適な生活を～

－もくじ－

ページ

1. はじめに	… 1
2. 公共汚水ます及び取付管設置申請書	… 2
3. 受益者負担金	… 3
4. 公共下水道が整備されたら必ず水洗化を	… 5
5. 改造工事（宅地内排水設備の設置）	… 6
6. 水洗便所改造資金の融資あっせん	… 7
7. 下水道使用料	… 8
8. 排水設備を正しく使いましょう	… 10
9. おわりに	… 10

- このしおりの内容は、令和7年4月1日時点での情報です。
- 制度の変更や廃止する場合がありますのでご了承ください。

貝塚市 上下水道部

1. はじめに

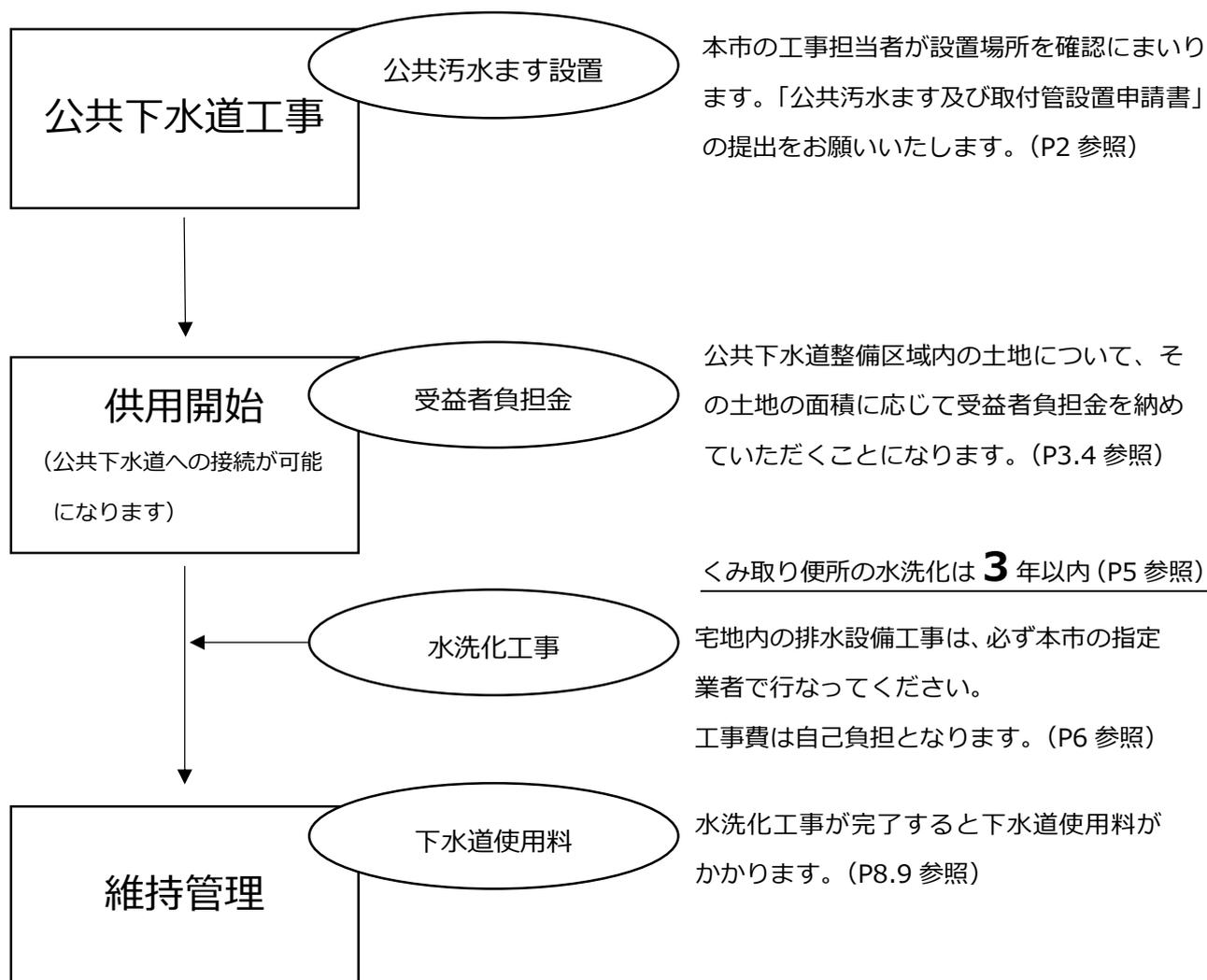
本市では、昭和 63 年度より公共下水道の汚水整備を進めております。

公共下水道は、皆さまの生活環境の向上、海や河川の水質保全等に必要な施設です。工事期間中は、皆さまにご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をいただき下水道への早期接続にご協力いただきますようお願いいたします。

●下水道の役割

- ・悪臭やハエ、蚊が少なくなり、まちの美化が図られます → 生活環境の向上
- ・海や川の水がきれいになります → 水質保全
- ・トイレを水洗にすることができます → 水洗化

●下水道が使えるまで



2. 公共汚水ます及び取付管設置申請書

公共下水道本管が道路内に布設されると、その本管と民地内の排水管とを接続しなければなりません。その間に設けられるのが「公共汚水ます」です。(P5 参照)

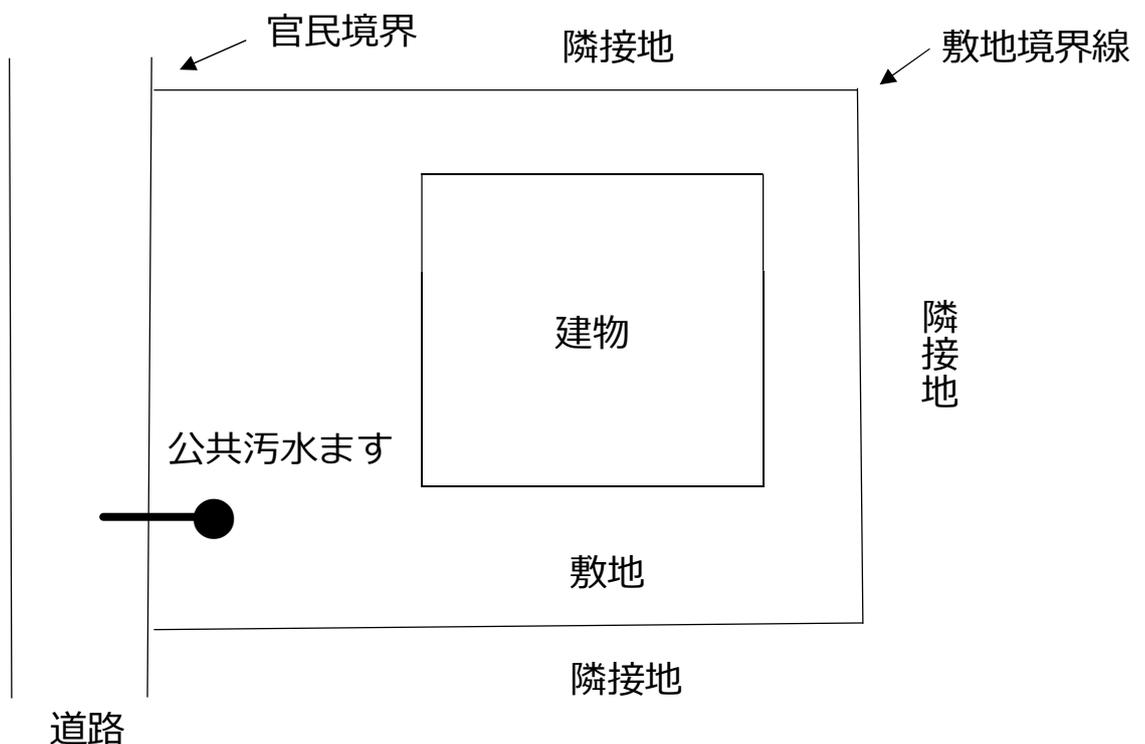
●公共汚水ます及び取付管の設置

- ・原則 1 敷地につき 1 個、官民境界から 2.0m 以内の民地内に設置します。
- ・公共汚水ますを設置する位置に障害物（植木、プロパンガス、物置、自動販売機等）がある場合、移動は申請者でお願いします。
- ・公共汚水ますは、一度設置すると移動、廃止にともなう費用は、自己負担となります。
宅地内の排水経路等をよくお考えのうえ、設置する位置をお決めください。
なお、地下埋設の状態などにより若干のズレが生じることがあります。
- ・維持管理補修は本市が行いますので、公共汚水ますの上に工作物等を設置しないでください。

●注意事項

- ・申請者（土地所有者及び家屋所有者）が重複する場合も署名押印が必要です。
- ・申請者及び確認者は、内容をご確認のうえ、ご記入（要押印）ください。
- ・公共汚水ますを設置しない場合は、その理由を必ず記入してください。

●公共汚水ます及び取付管設置見取図（例）



3. 受益者負担金

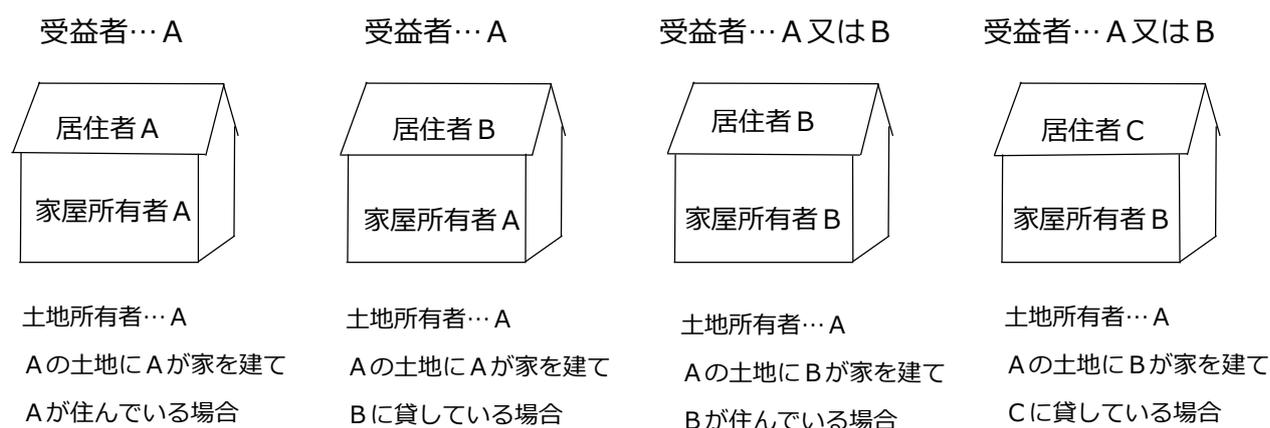
受益者負担金は、公共下水道を計画的に建設する「財源」として、市による下水道建設費の一部をご負担していただく制度です。

公共下水道は、道路や公園等誰でも使用できる施設とは異なり、整備された区域の方だけが使用できる施設です。そのため、下水道を使用できない地域住民との「負担の公平」を図るため、この制度が設けられています。

●負担金を納めていただく方

受益者負担金を納めていただくのは下水道整備によって利益を受ける「受益者」の方です。原則として、土地の所有者が受益者となりますが、その土地が借地権や地上権などの対象となっている場合は、その方と話し合いのうえ「受益者申告書」の申告によって、権利者が受益者となり、その方に負担金を納めていただくこととなります。

(参考)



●負担金額

受益者負担金は、公共汚水ますの設置の有無、地目、土地の利用形態にかかわらず、賦課されます。ただし、各土地に対して、**1度限り**ご負担いただくものです。

$$\text{負担金総額 (円)} = \text{土地の面積 (公簿による)} \times \mathbf{408} \text{円 (1 mあたりの単価)}$$

※土地面積が負担金算定の基準となっている理由

土地面積に基づく算定方法は、異動が生じやすい世帯人数や建物面積等を根拠とする算定方法と比較して負担の公平をより確保できるためです。

●負担金の納入時期と納入方法

- ・原則、市による下水道整備が完了しました年度の翌年度に賦課します。
- ・金融機関（銀行、農協、信用金庫等）、ゆうちょ銀行、本市役所で納付通知書により納めていただきます。（口座振替制度はありません）
- ・負担金の納入が期限を過ぎますと延滞金が加算されますのでご注意ください。

分割納付

年2回払いの3年間で、6回分割です。

第1期… 9月（9月30日納期限）

第2期… 12月（12月28日納期限）

第3期… 9月（9月30日納期限）

第4期… 12月（12月28日納期限）

第5期… 9月（9月30日納期限）

第6期… 12月（12月28日納期限）

一括納付

前納報奨金制度があります。

（参考）

9月初旬に納付通知書を発送後、9月30日までに一括納付した場合は、分割納付と比べ負担金総額が約9%割安となります。

ただし、10月以降に一括納付の場合においては、1月を経過するごとに報奨金は減少します。

●負担金納入までの流れ

6月初旬 下水道事業受益者申告書



8月初旬 供用開始のお知らせ



9月初旬 受益者負担金決定通知書
及び納付通知書

原則、1月1日現在の土地所有者へ送付します。
※6月末日までに誰が受益者になるかを申告書返送によりお知らせください。賦課保留や減免に該当する場合は、申請書を同封します。

公共下水道の供用を開始する旨を受益者へお知らせします。

原則、申告に基づき受益者と負担金額を決定します。
また、納付通知書を同封します。

注意！ 受益者が変わったときは

転居や土地の売買、相続等で受益者（納付義務者）に変更があり、負担金を新しい所有者又は権利者が納めていただく場合は、速やかに「下水道事業受益者異動申告書」の提出（新受益者と連署）が必要です。ただし、異動申告書提出時点で納期が過ぎていたものについては、受益者の変更ができません。

※異動申告書の提出がない場合は、自動的に受益者に変更になることはありません。

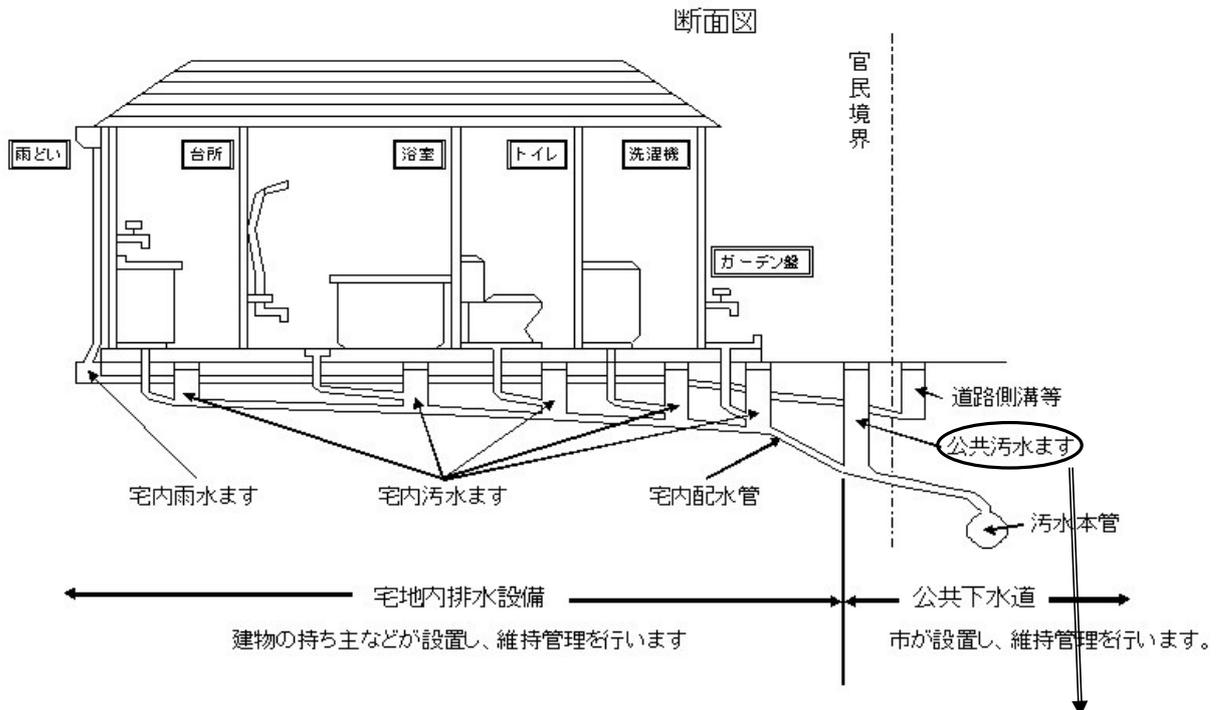
従前の受益者に負担金を納めていただくこととなりますのでご注意ください。

4. 公共下水道が整備されたら必ず水洗化を

公共下水道が整備され下水処理場で汚水を処理する区域は、「処理区域」として告示され、受益者のかたに文書で供用開始日をお知らせします。

処理区域内の建築物の所有者には、下水道法により、遅滞なく、風呂、台所などからの生活排水、また浄化槽排水を公共下水道へ流入させるために排水設備を設置することが義務付けられています。また、くみ取り便所は供用開始の日から**3**年以内に水洗便所に改造しなければなりません（参照：下水道法第10条及び第11条の3）。

●排水設備のしくみ



●公共污水ますの蓋

公共污水ます（右写真）から宅地内の排水設備は自己管理となります。



●除害施設の設置

下水道はあらゆる汚水を受け入れ、処理する役目を持っていますが、基準値以上の排水が流入すると下水道管が損傷し、処理場の機能が低下します。下水道法で定められた水質基準を超える排水については、除害施設の設置と届出が必要です。

5. 改造工事（宅地内排水設備の設置）

- 改造工事（宅地内排水設備の設置）・・・下図①、②
本市が指定した排水設備工事業者（指定業者）に直接申し込んでください。
※指定業者の一覧については、当課窓口又はホームページにてご確認ください。
※本市の指定を受けていない業者は、改造工事を行うことができません。
- 見積書をお願いしてください。・・・下図①、②
工事の契約をする前に、見積書をお願いして内容をよく検討し、あとで金銭面等のトラブルのないようにしてください。
- 工事の契約をしてください。・・・下図①、②
工事は、皆さまと指定業者との直接の契約となります。
- 申請の手続きは・・・下図③
本市への提出書類の作成は、指定業者が行いますが、申請内容をよく確認してください。
※融資あっせん制度のご利用を希望される方は P7 をご参照ください。
- 申請書類の審査・・・下図④
申請書類は、指定業者を通じて市へ提出され、市が書類審査を行い確認します。
- 工事の開始、完了及び検査・・・下図⑤、⑥、⑦
工事の完了後、市が工事の完了検査を行います。検査に合格すると検査済証を交付しますので、玄関等の見やすいところに貼ってください。

～指定業者がご相談に応じます～



6. 水洗便所改造資金の融資あっせん

本市ではトイレの水洗化を促進するため、改造工事に必要な資金の融資を**あっせん**し、その**利子を負担**します。（水洗便所の新設の場合は、対象となりません。）

※ご利用を希望される方は、必ず改造工事着手前に上下水道総務課 下水道担当にご相談ください。

上下水道総務課 下水道担当〔電話〕072-433-7180

●融資あっせんの対象となる人

- ・本市の住民基本台帳に記載されていること。
- ・独立の生計を営む者であること。
- ・借入金の償還能力を有すること。
- ・市税及び納期分までの下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- ・大阪府内居住で償還能力を有し独立の生計を営んでいる連帯保証人を有すること。
- ・自己資金のみでは改造資金を一時に負担することが困難であること。
- ・下水道の供用が開始された日から**3**年以内に改造工事をする事。

●貸付金額

- ・くみ取り口1か所又は浄化槽1基につき**50**万円以内(雑排水の排水設備工事に要する資金を含む。)
- ・マンション等共同住宅は、1戸につき**20**万円以内、代表者1人あたり**200**万円以内

●注意事項

- ・融資による償還元金にかかる利子は、本市が全額負担します。
- ・償還の方法は、融資を受けた日の属する月の翌月から**36**か月の均等月賦償還です。
- ・貸付金の償還完了前に転出しようとするとき、又は改造したトイレの所有権を他人に譲渡しようとするときは、期限前であっても繰上償還していただきます。
- ・期間内に償還を完了しないときは、延滞利息が必要です。
- ・融資決定は、金融機関から通常借入れされる場合と同等程度の審査、手続が必要です。
- ・貸付は、融資機関として指定した金融機関が行いますので、直接指定金融機関において申込人及び連帯保証人による手続が必要です。
- ・融資実行に必要な収入印紙、印鑑登録証明書等の発行手数料は、ご自身でご負担ください。

●指定金融機関（いずれも貝塚支店）

三井住友銀行、りそな銀行、池田泉州銀行、大阪信用金庫

7. 下水道使用料

公共下水道を使用されている家庭、工場等から排出される汚水は、下水管を通して下水処理場に集められ、きれいな水に処理して川や海に流されます。

その処理には、下水処理場の運転、また、下水管の掃除や修繕が必要です。そのための経費は、皆さまからの下水道使用料でまかなわれています。

●下水道使用料を納めていただく方

家庭、工場等から汚水を公共下水道に排出する人は、すべて対象になります。

公共下水道に接続される際には、公共下水道の使用開始届を市に必ず提出してください。

なお、届出をせず工事を行なった場合は、遡及請求の対象となりますのでご注意ください。

●下水道使用料の計算

・水道水を使用されている場合は、水道水の使用水量により計算します。（下記参照）

・井戸水等を使用されている場合は、使用態様に応じて汚水排出量を認定します。

〔例外〕製氷業等により、水道水使用水量と汚水排出量が著しく異なる業務を営まれている場合は、申告によりその態様に応じて汚水排出量を認定します。

●下水道使用料の納入方法

2か月毎に、水道料金と合わせて徴収いたします。

〔窓口〕上下水道部上下水道営業課 本館2階 〔電話〕072-433-7141

◆下水道使用料の計算（例）
2か月に50 m³使用した場合、
1か月の使用水量25 m³を基準として、

- ◎基本使用料
(10 m³以下) 849円…①
- ◎超過使用料
(11 m³～20 m³)
107円×10 m³ = 1,070円…②
- (21 m³～30 m³)
130円×5 m³ = 650円…③
- (① + ② + ③) = 2,569円

⇒2,569円×2か月×1.1 = 5,651円
※小数点以下は切り捨てます。

水道使用量等のお知らせ		
年 月分		検計日 年 月 日
		検計員
水 栓 番 号	使 用 者 番 号	メーター番号
設置住所 方番		
ご使用者氏名		様
口 径	用 途	部 屋 番 号
今 回 指 示 数	(-) 前 回 指 示 数	(+) 取 替 時 水 量
<small>※取替時水量…メーター取替時の水量</small>		
ご使用期間		
今回ご使用水量		m ³
通 信 欄		
項 目	料 金 (円)	内消費税相当額 (円)
水 道 料 金		
再 開 栓 手 数 料		
下 水 道 使 用 料		

※この欄に下水道使用料が記載されます。

●下水道使用料料金表(1か月)

(消費税を含まない)

区分	基本料金	超過料金						
		11 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 30 m ³	31 m ³ ~ 50 m ³	51 m ³ ~ 100 m ³	101 m ³ ~ 500 m ³	501 m ³ ~ 1,000 m ³	1,001 m ³ ~
一般用	10 m ³ 以下 849円	1 m ³ につき 107円	1 m ³ につき 130円	1 m ³ につき 155円	1 m ³ につき 187円	1 m ³ につき 229円	1 m ³ につき 262円	1 m ³ につき 276円
公衆浴場用	1 m ³ につき 25円							

●水道料金 下水道使用料 早見表(2か月)

※50 m³以上は、部分的に表示しております。

(消費税 10%を含む)

水量 (m ³)	水道 (円)	下水道 (円)	合計 (円)	水量 (m ³)	水道 (円)	下水道 (円)	合計 (円)
0~20	2,068	1,867	3,935	41	5,010	4,364	9,374
21	2,205	1,985	4,190	42	5,203	4,507	9,710
22	2,343	2,103	4,446	43	5,395	4,650	10,045
23	2,480	2,220	4,700	44	5,588	4,793	10,381
24	2,618	2,338	4,956	45	5,780	4,936	10,716
25	2,755	2,456	5,211	46	5,973	5,079	11,052
26	2,893	2,574	5,467	47	6,165	5,222	11,387
27	3,030	2,691	5,721	48	6,358	5,365	11,723
28	3,168	2,809	5,977	49	6,550	5,508	12,058
29	3,305	2,927	6,232	50	6,743	5,651	12,394
30	3,443	3,044	6,487	55	7,705	6,366	14,071
31	3,580	3,162	6,742	60	8,668	7,081	15,749
32	3,718	3,280	6,998	65	9,823	7,934	17,757
33	3,855	3,397	7,252	70	10,978	8,786	19,764
34	3,993	3,515	7,508	75	12,133	9,639	21,772
35	4,130	3,633	7,763	80	13,288	10,491	23,779
36	4,268	3,751	8,019	85	14,443	11,344	25,787
37	4,405	3,868	8,273	90	15,598	12,196	27,794
38	4,543	3,986	8,529	100	17,908	13,901	31,809
39	4,680	4,104	8,784	150	30,008	24,186	54,194
40	4,818	4,221	9,039	200	42,108	34,471	76,579

●下水道使用料減免制度

〔資格要件〕

- ・ 児童扶養手当受給世帯 ・ 特別児童扶養手当受給世帯
- ・ 20歳以上の身体障害者(1級)、最重度の知的障害者がある世帯又は精神障害者(1級)
- ・ 65歳以上で、住民基本台帳に単身で記載されている世帯

〔申請窓口〕

上下水道部上下水道営業課 本館2階 〔電話〕072-433-7141

8. 排水設備を正しく使いましょう

排水設備は、皆さまの財産です。

使用上の注意を怠ると、故障したり設備の寿命を縮めたりしますので、日頃から、次のようなことには気をつけてください。

- 台所の野菜くず、天ぷら油などの廃油は流さないようにしてください。
- トイレには、トイレットペーパーを使用し、ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつなどに溶けないものを流さないようにしてください。
- トイレや風呂場に設けられた排水口は、時々目皿を取りはずして掃除し水を補給してください。
- 防臭柵は、月に1回を目安に点検し、油脂類やゴミを取り除いて掃除してください。
- 故障したときは、排水設備を施工した業者に連絡してください。
- トイレが詰まったときは

たいていの詰まりは、市販のラバーカップで直ります。

ラバーカップをトイレの排水口に押しつけて勢いよく手前に引いて、詰まった物を取り除いてください。



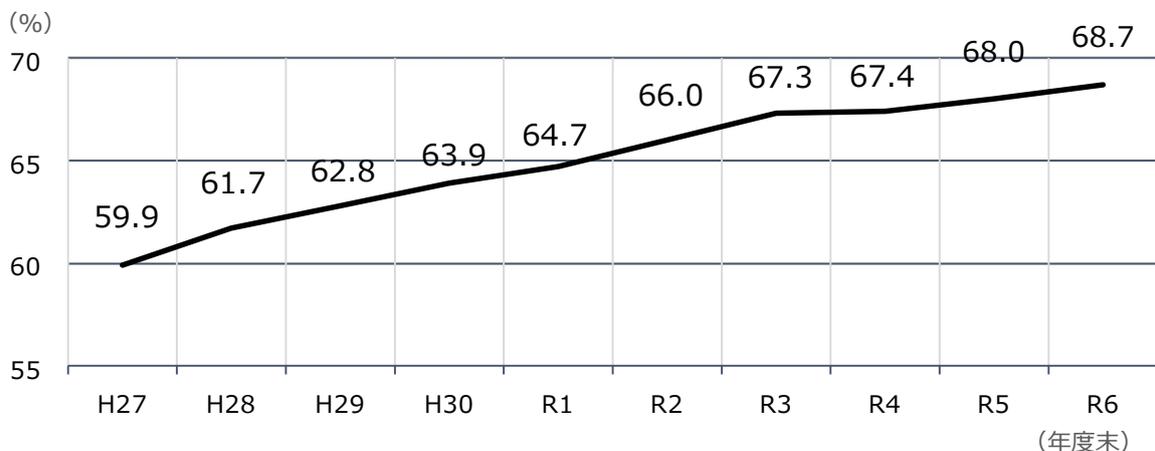
ラバーカップ

9. おわりに

● 汚水事業について

本市の下水道人口普及率は、令和6年度末で**68.7%**です。

現在、令和11年度末で約**74%**を目指して、整備を進めています。





伸ばそう下水道

お問い合わせ先

受益者負担金については

上下水道総務課 下水道担当 〔電話〕 072-433-7180

下水道使用料については

上下水道営業課 〔電話〕 072-433-7141

供用開始後の改造工事については

下水道推進課 施設担当 〔電話〕 072-433-7181

公共下水道工事については

下水道推進課 工務担当 〔電話〕 072-433-7360

下水道推進課 計画担当 〔電話〕 072-433-7361

●ファクス 072-433-7183 (上下水道総務課 下水道担当/下水道推進課)
072-423-1542 (上下水道営業課)

●E-mail gesuidosomu@city.kaizuka.lg.jp 上下水道総務課 下水道担当
suidoeigyo@city.kaizuka.lg.jp 上下水道営業課
gesuisuisin@city.kaizuka.lg.jp 下水道推進課